

京都市訓令甲第4号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市行政資料管理規程の一部を次のように改正する。

平成17年5月11日

京都市長 榊 本 頼 兼

第3条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「の課」を削り、同項第3号中「及び」を「の課並びに」に改め、「区役所支所の」の右に「室及び」を加える。

第6条第1項第2号中「及び会計室」を削り、「課」の右に「及び会計室」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務局総務部行政改革課)